（事前届出を要しない非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更）

第五条の十の九　第五条の七の規定は、法第九条の三の三第三項において読み替えて準用する法第九条の三第八項の環境省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において、第五条の七中「第五条の二の」とあるのは「第五条の二（第三号ホに係る部分を除く。）の」と、「法第九条の三第一項」とあるのは「法第九条の三の三第一項」と、「「法第九条の三第八項」とあるのは「「法第九条の三の三第三項の規定により読み替えて準用する法第九条の三第八項」と読み替えるものとする。

（事前届出を要しない非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出）

第五条の十の十　第五条の八（第二項第三号に係る部分を除く。）の規定は、法第九条の三の三第三項において読み替えて準用する法第九条の三第八項の規定による変更の届出について準用する。この場合において、第五条の八第一項第一号中「名称及び代表者の氏名」とあるのは「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と読み替えるものとする。

（届出を要する非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更）

第五条の十の十一　第五条の四（第三号に係る部分を除く。）の規定は、法第九条の三の三第三項の規定により準用する法第九条第三項の規定による環境省令で定める事項について準用する。

（非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者の設置に係る一般廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出）

第五条の十の十二　第五条の九の二の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条第三項の規定による届出について準用する。この場合において、第五条の九の二第一項第一号中「名称及び代表者の氏名」とあるのは「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と、同項第六号中「第五条の二」とあるのは「第五条の二（第三号ホに係る部分を除く。）」と、「前条」とあるのは「第五条の十の十一」と、「第六号」とあるのは「第三号」と読み替えるものとする。

第十二条の七の十六、第十二条の七の十七及び第十二条の七の十八中「法第十五条の二の五」を「法第十五条の二の五第一項」に改める。

附則第二項から第五項までを削り、附則第一項の項番号を削る。

附　則

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

○環境省令第二十八号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四十条第二項の規定に基づき、下水道法第四十条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月十七日

環境大臣　望月　義夫

下水道法第四十条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令

下水道法第四十条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成十七年環境省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三号中「第二十五条の三第四項」を「第二十五条の十一第四項」に改める。

第四号中「第二十五条の三第六項」を「第二十五条の十一第六項」に改める。

附　則

この省令は、水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

告　示

○国土交通省告示第八百六十九号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定に基づき、想定し得る最大規模の降雨に係る国土交通大臣が定める基準を定める告示を次のように定める。

平成二十七年七月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

想定し得る最大規模の降雨に係る国土交通大臣が定める基準を定める告示

第一　想定最大規模降雨

水防法第十四条第一項及び第十四条の二第一項に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）は、同法第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定した河川における河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の二第二号ロ、ハ又はニに規定する主要な地点等（以下「主要地点等」という。）又は同法第十三条の二第一項又は第二項の規定により指定した公共下水道等の排水施設等（以下単に「排水施設等」という。）ごとに、当該主要地点等より上流の部分の流域又は排水施設等の排水区域（以下「集水域」という。）における相当の時間において生ずる降雨の量（以下「総降雨量」という。）並びに当該集水域を分けて定める区域ごとの一定の時間ごとの降雨量の分布（以下「降雨量の分布」という。）により定めるものとする。

2　総降雨量及び降雨量の分布は、第二及び第三により定めるものとする。ただし、集水域における降雨に関する調査又は研究の結果に基づく手法により定めることが適切と認められる場合は、この限りでない。

3　第一項に規定する相当の時間（以下「降雨継続時間」という。）は、既往の洪水時又は雨水出水時の降雨の状況及び流出特性等を総合的に勘案して定めるものとする。

第二　総降雨量

集水域の総降雨量は、別表第一から第十五に定める地域別、面積別及び降雨継続時間別の最大降雨量のうち、当該集水域の存する地域、当該集水域の面積及び当該集水域の降雨継続時間に相当するものを定めるものとする。

2　前項の規定により定める総降雨量が、当該集水域における年超過確率〇・一パーセント程度の降雨量を大きく下回る場合は、前項の規定に関わらず、当該集水域における年超過確率〇・一パーセント程度の降雨量を総降雨量として定めることができる。

第三　降雨量の分布

洪水浸水想定区域に係る降雨量の分布は、次に定める基準を満たすものとする。

イ　総降雨量を、当該主要地点等より上流の部分の流域において降雨継続時間内に生じた既往の降雨の量で除した値を、当該主要地点等より上流の部分の流域を分けて定める区域ごとの当該既往の降雨に係る一定の時間ごとの降雨量に乗じて得られた降雨量の分布であること。

ロ　著しく不合理が生じないものかつ氾濫した際の被害が最大になると想定されるものであること。

2　雨水出水浸水想定区域に係る降雨量の分布は、次に定める基準を満たすものとする。

イ　総降雨量を、当該排水施設等の排水区域が存する都道府県又は市町村において降雨継続時間内に生じた既往の降雨の量で除した値を、当該既往の降雨に係る一定の時間ごとの降雨量に乗じて得られた降雨量の分布であること。

ロ　著しく不合理が生じないものかつ氾濫した際の被害が最大になると想定されるものであること。

附　則

この告示は、水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。